

大学敷地付近での演説について

【ご質問】（投稿日：2017年7月11日）

本日（平成29年7月11日）12時ごろ、西部構内東側において、●●●を名乗る集団が街宣車を路肩に止め、入口周辺に陣取って演説をしていました。おおむね公道内で行っていたようでしたが、一部大学敷地内への侵入が見られました。このことについて、御見解をお聞かせいただきたいので、よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2017年8月4日）

（施設部プロパティ運用課）

告示違反については、学外者（個人・団体）が「平成28年9月30日付告示第5号」に示す迷惑行為を行っている状況を現場で確認した際、施設管理権に基づいて学外退去を勧告することになります。

※平成28年9月30日付告示第5号

本学構内において、学外者による勧誘行為、ビラ配布、拡声器などを使用して大音量を発する行為、その他教育研究活動を妨害する一切の行為を禁止する。

これらの迷惑行為を行った個人または団体に対しては、大学構内への立ち入りを禁止するなど、厳正に対処する。